

社会労働委員会議録第三十五号

昭和三十三年四月九日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事 植村 武一君 理事 大坪 保雄君

理事 田中 正巳君 理事 野澤 清人君

理事 八木 貞義君 理事 滝井 義高君

理事 八木 一男君

安藤 覺君 稲葉 修君

加藤 謙五郎君 龜山 孝一君

久野 忠治君 倉石 忠雄君

小島 徹三君 田子 一民君

中山 マサ君 古川 丈吉君

眞崎 勝次君 松浦 周太郎君

亘 四郎君 赤松 勇君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

栗原 俊夫君 五島 虎雄君

多賀谷 眞雄君 中原 健次君

山花 秀雄君 吉川 兼光君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

厚生大臣 堀木 謙三君

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

法務局長官 林 修三君

厚生事務官 (保険局長) 高田 正巳君

労働事務官 (労働局長) 二階堂 進君

委員外の出席者

大蔵事務官 鳩山 威一郎君

厚生事務官 (保険局長) 小沢 辰男君

局健康保険課長 川井 章知君

専門員

川井 章知君

四月九日

委員小川半次君、大橋武夫君、小林 郁君、山下春江君及び松岡駒吉君辭任につき、その補欠として稲葉修君、久野忠治君、眞崎勝次君、安藤 覺君及び栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、稲葉修君、久野忠治君及び眞崎勝次君辭任につき、その補欠として山下春江君、小川半次君、大橋武夫君及び小林郁君が議長の指名で委員に選任された。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○森山委員長 御異議なしと認め、撤回を許可するに決しました。

○森山委員長 次に、日本労働協会法案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。滝井義高君。

この際滝井義高君に申し上げますが、総理の出席時間の都合上、滝井委員の質問は四十分以内に限り、おおよね十一時半までに終了されるように望みます。

○滝井委員 日本労働協会法に関する質疑を、総理を中心にやらせていただきますと存じます。石田労働大臣の見解は一応お聞かせいただき、その上で、総理の見解をお聞かせ願いたいと思います。この法案は、今後日本の労働運動に対して、一つの歴史的な役割を演ずる法案になる可能性のある法案でございます。従って、特に岸総理の御出席を願ったわけでございますが、私はまず第一に、岸総理にお尋ねをいたしたい点は、この法案のねらいとして、近代的な労使関係というものを確立をしていきたいということをおっしゃるわけでございます。一体岸総理は、現在の日本における近代的な労使関係の姿というものを、どういうようにお描きになっておられるのか、総理の見解を一つお聞かせ願いたいと思っております。近く選挙が行われますと、やがて内閣は総辭職して、再び岸首相がでるだらうと思うのですが、その際石田

労働大臣が労働大臣に居すわっておられることになるれば、まあまあ安心でございますが、必ずしもそうでないかもしれません、こういうことになる、岸総理の意向を、この際やはりお聞きしておく以外にはないだろうと思っております。こういうことでありますので、近代的な労使関係の姿を、どういうようにあなたはお考えになっておられるのか、これをまずお聞かせ願いたい。

○岸國務大臣 御承知のように日本の労使関係は、戦前と戦後におきましては、非常に大きな相違が出てきておることば私が言うまでもないところであります。しかるに実際を見ますと、経営者側におきまして、ほんとうの労組の使命及び労組の意義というものを、十分の理解を持たない者もなお相当あるように思います。また労組自体の行動を見ましても、やはり戦後における非常な変革時に、こういういろいろな、憲法を初め、労組に対する根本の考え方が変わったために、その実行面において、その精神を正當に履行せずして、行き過ぎた面もあるように思います。また国民全体から見ましても、ずいぶんこの労使の関係について、正當な認識の欠けておる状況があることは、これは日本の社会一般の状況でございます。私が言うまでもなく、労使両方面というものは産業、経済の基本として、おのおのその立場なまり、その職分と職責というものがあまして、自主的な立場において正當に、あらゆる労働条件その他あらゆる

問題を話し合い、これによって両方の適正なあり方というものが生まれていくということが望ましいことであることは言うまでもなく、しこうして、言うまでもなく、労働者が労働組合に團結せられまして、そしてあらゆる面における労働の条件及び労働者の福祉を増進することを急願してこれを追求し、これを実現するように努力し、また使用者側におきましても、この経営を合理的に、かつその事業を繁榮せしめるようにして、労使ともにこれによってその福祉が増進されるように考えていかなければならぬ、こういう考えでありまして、言うまでもなく民主主義の立場でありますから、従来の封建的な考え方や、あるいは戦前にありました温情主義的な考え方での問題が解決された近代化的な労使の関係ができるのではなく、あくまで民主的な自主的な立場における労使の正當な関係が樹立される、こういうことが望ましいと思っております。

○滝井委員 どうもきわめて抽象的な御答弁であります。経営者なり労働組合なり、あるいは一般の国民の立場というものを抽象的に述べたのだいたいのですが、少くとも日本経済の中で労働者と、それから資本家と申しますか使用者と申しますか、それらの二つの相互関係というものを一体どういう工合にしていこうかということ、もう少し具体的に言ってもらいたいと思う。たとえば、先般石田労働大臣はこういう三つの立場をはっきりした。まず、

この法律を通すことによって労使対等の立場を明らかにしていかねばならぬ。いま一つは合理的な労使双方の共存の道を確立しなければならぬ。いま一つは企業繁栄の道を切り開いていかねばならぬ。この三つをはっきりした。そうしますと、こういう形になって、封建的な日本の労使関係を近代的な関係に持っていく三つの足場というものは、これは企業の経営権に対する労働組合の立場を一体どういう工合に考えるか。たとえば西ドイツのように、ある程度企業の経営権にまで労働者というものを入れていくのかどうか、こういう関係がはっきりしてこなければならぬと思うのです。こういうところまではっきりしてくと、初めてこの法律の歴史的な役割というものが、われわれ疑いを持たずに受け入れることができると思うのです。こういう点、どういう工合にお考えでありますか。

○岸国務大臣 今、労働大臣が三つのことを申し上げたということでありますが、私の申し上げたことも、根本的に置きまして大体そういう考えであることは、私の説明をお聞きになれば当然御理解できると思います。労働者が企業経営に参加するという問題につきましては、一部ドイツ等におきましてその実現を見ているところもございまして、私はこのことにつきましては、やはりその国の一般産業事情、また国におきまして各種産業の実情から申しまして、画一的にある形が考えられるというわけにはいかぬと思います。ドイツにおきまして、現にその実際のすべての産業の経営に労働者が参画

しているというわけでもありませんし、またその参画の方法、形式内容等につきましても、やはりその国の国情とかいろいろな産業の事情等を十分考慮してみなければならぬことでありまして、従いまして私は、日本においてこの労働者の企業参加ということを今画一的に認めるのだとか、こういう方法でやるのだという結論は、日本においてまだ出ておらぬと思います。今申すように、企業の繁栄のために、産業の発達のために、また労使の独立した対等の関係が樹立されるということから見まして、いろいろな産業の事情なり、また今後の労働問題の発達というようなものにとらみ合せてこれが解決さるべき問題であって、今日これを画一的に否定することも適当でありま

すまいし、またこれを肯定して必ずやるのだということを申し上げることも、私は実際問題として適当でない、かように思っております。

○滝井委員 もちろん日本の資本主義の発展には、日本の資本主義発展の特性があります。ドイツの資本主義の発展にも、ドイツの資本主義発展の特性があると思います。しかし少くとも近代的な労使関係を確立しようとするならば、やはり労使対等の立場という基本線というものは貫かなければならぬと思うのです。労使が対等の立場に立つということになると、やはりわれわれは西ドイツにおける資本と労働と経営という三位一体の姿をとる。たとえば鉄鋼とか石炭において互いに生産向上の問題を対等の立場で語り、そして生産の向上ができたならば、利潤の分配の問題についても対等に語り合っていくという姿が作られても何も

支障はない。ドイツの資本主義と日本の資本主義とそれぞれ特殊性があるとしても、少くとも近代的な労使関係を作ろうとするならば、まず経営権の範囲は明確にされても、労働者がある程度経営に参加せしめていって生産向上なり経営参加なりを許しても、私は日本経済発展の特殊性から考えてもそう支障になるものではないと思うのです。従って労働教育をやるばかりではなく、同時に資本家の教育もやるのだという打ち出し方なんです。ですから、前時代的な資本家が日本においてはたくさんあるが、それを進歩的な方向に持っていくということがこの際必要ではないかと私は思うのです。もう一回そういう点について、ことに私の方から具体的に聞いてきたのですから、もう少し岸総理の経営権に対する考え方、経営に対する労働組合なり労働者の参加に対する考え方、仕方、こういうものを突っ込んで御説明願いたいと思います。

○岸国務大臣 お話の通り、この労使が対等の立場でその従事しておるところの事業の繁栄を期すために協力し、できるだけ協議その他の方法をとっていくということは、方向として非常に望ましいことであると思います。ただ私の申し上げたのは、やはり産業が発達してその企業が繁栄していくためには、大いに生産性も向上しなければならぬ。ただ現在の日本の実情を見ますと、生産性向上の問題に關しまして、労働組合のすべてがこのことに対して協力するという態度でもまだないやうであります。こういうような事情があり、いろいろその国の実情がありますので、私は方向としてそういう考

え方は非常に望ましいことであるといふことを承認するのにやぶさかではございませぬけれども、それを実行する面において、またかりに経営に参加するという抽象的な言葉であります、それをどういうふうにするのだということになりますと、労働者の意思を全然無視して、経営者は経営権があるのだから自分だけで独立にやるといふ考え方でなしに、これについていろいろな協議をすとかいろいろな話し合いをしていくということもありましようし、あるいはさらに経営者の中に労働組合の代表者を理事その他で入れるという議論もあるかと思ひます。そういうようなことは、よほどその国の産業事情、労働組合の発達状況、経営者の心がまえの問題等を考えていかなければならぬ。方向としては、私はその事業を繁栄せしめ、その生産性を向上するという意味からいって、労使が協力し、その協力を進めるために話し合いなり協議なりを進めていくような形が生まれてくることは望ましい、こう思っております。

○滝井委員 いろいろ御説明がありましたが、とにかく労使対等の立場でそれぞれの分野を守りながら日本の近代的な労使関係を確立する方向については異議がないということでございます。一応方向がきまれば、その方向を今度は具体的にどういう工合に実施していくかということになってくるわけでありまして、そこでまず方向がきまれば、それから先の問題の解決はやさしくなっていくと私は考えております。ところが日本で近代的な労使関係を打ち立てていく上において、過去の日本の労働運動に対する歴史を見てみます

と、政府は非常に大きな役割を演じてきております。昨年十二月までにおける石田労働のいろいろな批評を見てみますと、石田労働というものも警告労働であり弾圧労働であるという批判が多くの総合雑誌その他に書かれております。その政治的、経済的ないろいろな背景を見てみますと、三つのことがあげられております。そういう警告ないし弾圧労働をやると石田労働というものが一段と計画的できびしくなってきたおるといふことは、まず第一には、石田労働大臣の個人的な野心というものが一つある。これは何か一つ業績を残しておかなければならないという個人的なあせりというのか、そういうものが世の中の批判となっておるのです。いま一つは、選挙対策です。こゝろあたりでまあ一つ世論を、総評なり全労連なり社会党に対して悪い方向に向けなければならぬ、これはやはり労働対策を出すことによって追い込んでいく、こういう選挙対策が一つあるのだ。いま一つは景気が次第に不況の状況をたどってき始めて、いわゆる景気の反動に直面して、資本家のあせりに対して何か一つはだ脱ぐ必要がある、こういうことから、そこにきびしい警告というか弾圧というか、計画的な労働が行われてきた。こういう政治的、経済的な背景を持って、昨年の十二月ごろまでの総合雑誌その他の批判は、石田労働をそう批判しておった。当時石田さんは、自分の労働行政にやはり三つの柱を立てた。一つはよき労働慣行を立てるのだということ、一つは賃金の格差をなくするということ、もう一つは雇用の増大をはかっていくこと、こういうことだった。最後

雇用の増大をはかるということは、石橋さんの衣鉢を受け継いで言わなければならなかったのだが、今の段階では実現できない。前の二つが今度の国会できわめて具体的になってきた。その一つがすなわち労働教育の振興ということだ。よき労働慣行を確立するということは、今まではわれわれも法律を守るが労働組合も守れ、こういう抽象的なことであつたのだが、今度はすばり教育を振興するという形で打ち出された。さらにいま一つは、職業訓練、職業教育を振興するという形、もう一つは賃金格差を縮めるための最低賃金制度の措置を講じていく、こういうきわめて具体的な労働政策を打ち出した。今までの警告、弾圧労働から少し転換が起つてきたというのが私の見方であり、世の中もそういう見方をしなくてはならない。

そこで、その石田労働の三本の柱の中の労働教育のことなんです。過去の石田労働の動き、あるいは日本の保守党の労働の動きから見えて、今度の法律を見ると、建前は自主的な教育活動をやることが、建前は自主的な教育活動をやることが、政府なり地方自治体はこういうことが不得手だったから、一つ民間の教育機関に労働教育をやらせていく、こういうことなんです。

ここで岸総理にお尋ねをし、岸総理の見解を承わっておきたいのですが、まずこの協会の会長さんは労働大臣が任命いたします。それから大事な諮問機関である評議員も労働大臣が任命します。理事は五人ありますが、理事は会長が任命しますが、労働大臣の認可、承認を必要とするわけなんです。すると人的な構成、機構というものは大体労働大臣が握る形になる。それから少し非行があつた場合にも、解任は労働大臣がやります。お金はどこから出るかというと、これは岸さんも御存じの通り、経済基盤強化資金の中から十五億出して、その利子でまかなう、こうなつておる。そうすると、一体自主的な中立的な労働教育というものが、そういう形でできるかどうかというところなんです。どうもこれでは労働教育の政府の御用機関がでる感じがするのだが、一体御用機関とならないという断定、ならないというその保証をあなたはどういう形でわれわれに与えるか、この点を一つ御説明願いたい。

○岸田総大臣 この労働教育が必要だということはおそらくだれもが異存のないところだと思ひます。また先ほど申しましたように、経営者側におきましてもまた労働者側におきましてもあるいは国民全般におきましても、この近代的労働関係のあり方というものの、対しての十分の認識が欠けておるというところは日本の実情であることについて、だれも異存なからうと思ひます。その場合に、そういうことをやらせるのにどういふものを設けたらいいか。政府みずからやったらいいのかというところ、これに対しては、政府だとか地方公共団体では適当でないということも、私異存なからうと思ひます。またそういうものは労働組合やあるいは資本家といふものが経営者側だけでやるということ、これがまたどういふことになるかということ、これも十分でないで、何かこういう問題を取り扱うことができるだけ中立的な、しかも事業が安定

をし、継続される形においてできるだけ中立な公正なものがどういふ形でできるかというところをいろいろ考へてみますと、私どもの提案しておるこの形が一番いいのじゃないか。今会長の任命は労働大臣が持つておる、あるいは監事の任命も持つておるというふうなお話もございします。しかしその場合において、労働問題に關して十分な学識経験を持つておられる人から公正な人事をやつていく、やることについては労働大臣の責任であり、政府の責任であります。従つてそれに対しては、もちろん国会に對し、あらゆる面においてわれわれ責任を持つておることは当然でありまして、そういう人事の条件なり資金のこういう形における作り方というものが、今日われわれが考へ得る、こういう機関のあり方に対して、中正かつ公正な立場をとらせようとするところの形が一番いいのではないかと。なおいろいろの御指摘のありましたような危険があるということに關して、ましても、本法案には從來こういう機関に見えないような理事会であるとかあるいは評議員会というふうな制度も設けておりますし、運営の上におきましても十分公正な何を期してあります。また人事について今申しましたような人事をしていくということをはつきりいたしておきますならば、今御懸念のやうな点は、労働大臣、政府全体が國會に對して責任を持つておること、決定して行き過ぎやあるいはある方向に偏するやうなことはない、こう考へております。

○滝井委員 今の岸総理の御答弁は、この法案に現れた、どうも教育のための政府の御用機関になりはしないか

ということをどうして防ぐかということについての答弁にはならない。総理は全面的にこの法案の通り会長その他を労働大臣が任命した方がいいのだ、こういう形になつておる。これは昨日もここで参考人を呼んでいろいろ意見を聞かしてもらいました。たとえば評議員会なんかを見ると、大臣が学識経験を任命してしまひます。そうすると、少くとも諮問機関で労働者なり資本家の教育をしようとするならば、やはりそこには労働者の代表なり資本家の代表なりが入つていって、やはり意見を述べるだけのゆとりというものを持たしておく必要があると思ひます。たとえばそういふ形になれば、最近立法の上で政党的幹部が入つてはいかぬということになつておるが、こういうものは、むしろ政党政治ならば、政党的を入れるべきだということ、この前の理研法案なんというものは政党的の幹部を入れることになつておる。そういう点を考へて参りますと、やはり何かここに防く方法、われわれの納得いく方法を考へてもらわなければいかぬ。このままを認めて、これでいいんだということ、われわれは納得いかない。昨日の参考人もそういう意見なんです。これではあまり労働大臣ばかりの力がぎらつて、われわれはどうも考へなければいかぬという、学識経験者みんなのそういう意見がある。これをどうして御用機関になることを防ぐか、そういうことについて確信のあることを述べていただきたいのです。

○岸田総大臣 評議員等にはもちろん労働組合やあるいは資本家側において適当な人を入れることは、やはり当然であらうと私は思ひます。また政党的

何につきましても、これは逆に書いてありまして、二人以上は同一の政党内に属するところの者を何することができないやうになつておりますが、この反面からいふと、一人はでき得るやうな形にもなつておる。いずれにいたしましても私どもの考へは、今御議論になつておるやうな、これを御用機関にしようというやうな意思や、あるいは特別に偏したところのことを考へておるわけじゃございしませんで、先ほど申したやうな考え方、こういう案を立案いたしておるのではありませんから、その御懸念のあるやうな人事は絶対にない、またいろいろの御希望なりあるいは御議論なりというものは十分に尊重して人事の公正を期していくといふことにはいたしますれば、決して御心配のやうな点は私起つてこないだらう、かように思つております。

○滝井委員 その具体的なあり方が法文の上に出ておれば、われわれはこういう質問をいたしません。ところがそういうことが出ていないところにわれわれの懸念があるわけです。かつてあなたの前で保守党の総理大臣が、再軍備はいたしませんと言つたけれども、現実の日本の自衛隊というものはもう二十万をこえて、今あれが軍備でないなんていふものはだれもいせん。みんな軍備だと思つておる。三才の童子でさえ軍備だと思つておる。あるいは労働運動は弾圧いたしませんと言つておるが、明治三十三年の治安警察法以来弾圧の連続じやなかつたですか。だからこういう点からものはやわれわれは、あつものに懲りてなますを吹くということではござい

○岸田総大臣 評議員等にはもちろん労働組合やあるいは資本家側において適当な人を入れることは、やはり当然であらうと私は思ひます。また政党的

○岸田総大臣 評議員等にはもちろん労働組合やあるいは資本家側において適当な人を入れることは、やはり当然であらうと私は思ひます。また政党的

でたな上げした四百三十六億の一部である十五億というものをこの労働協会への資金として置く、こういうことでございます。政府のこういう剰余金というものは言うまでもなく国民の税金からとってきたものでありますから、一部の資本家が出している資金とかいうような意味と違って、国民の全体の税金から出てきている剰余金の一部をこれに充てるといふ意味でございまして、今お話のように人間が資本の下につくといふような感觸は私は全然持たない。むしろそういうことを持たれることの方が不思議なように思ふのであります。そういう意味において、こういう資金を民間から出させてやるといふことになれば、むしろそういう感觸が非常に多いでしようが、こういう場合におけるこの十五億というものをこれに充てるといふことは、そういう感觸を拭拭する意味においても私はむしろ必要である、かように思つております。

○石田国務大臣　先ほど滝井さんが長期経済計画についての私の答弁を引用されたのでありますが、私が申し上げましたのは、長期経済計画の柱に、これから財政やあるいは物の面と同様に、あるいはそれ以上に雇用の問題に、むしろ柱にしていかなければならぬ、こういう方針で経済企画庁とも折衝してきたのでありますが、本年度は国際収支の改善、あるいはその他の理由に基きまして、必ずしも私の考えている通り、つまり新規労働人口の増加に見合った雇用の増大といふことは正確には期せられなかつた、しかしこれを柱にして長期経済計画の運用に当らなければならぬ、それについて一その努

策を見ますと、次から次へと労働法の改悪をおやりになっておる。あるいはスト規制法をお出しになっておる。あるいは公労法にしても、国際的に問題になっておるにかかわらず、依然として変更をされない。こういうようにだんだんと自主的規範というものは侵食され、制限されつつある。しかも最近においては、法律によらずして行政解釈というところで実質的立法の分野にまで乗り出してきて、そうして実質的に労働法の改正をおやりになろうとしておる。具体的に申し上げますと、最近における次官通牒というものの、あるいは部分ストにおける賃金カットというものの、公労法の統一解釈と称するもの、あるいはまた同情ストに対する右田労働行政の警告なるもの、こういったことは私は行政官の限度を越えておると思うのです。行政の解釈というものは事務上の必要なるものとどまつておって、いやくも一般の労働運動をこうやっていくべきものだというような解釈は、私は行政官の範囲を越えておる、かように考えるのですが、総理はどういうようにお考えですか。

○岸国務大臣 今の通牒とか、あるいは労働大臣がその責任におきまして警告を出しておるといふような、具体的な問題の具体的内容は、私承知いたしておりませんし、それがどういふところに触れておるか知りませんが、法の解釈として、立法の趣旨なり、あるいは法の解釈の不明確なことを明確にし、行政官庁としてはこう考えるということをあらかじめ明確にするということは、他の行政事務においてもありますが、決して行き過ぎでもないと思ひます。ただ内容自体が法の正当なる

必要上の解釈というものはあるいは必要がある、こういうことは認めるわけでありますが、最近はややその線を逸脱しておるのではないかと。これがやは労働協会法案を審議する際に、かなり重要な要素になるわけである。そこで次にお尋ねしたいのですが、一休労働使協調という問題をどういふようにお考えでありますか、これを総理大臣から率直に承わりたい。

○岸国務大臣 労働協調ということに、これは言葉だけの概念ではなしに、日本におきましては歴史的に一つの意義を持つておる。その言葉だけの意味として労働が協力をする、その事業を繁榮せしめ、経営を合理的にやり、労働の関係をよりよびにやていくという意味で、言葉だけから言えば労働使協調ということとはちつとも差しつかえないことであるけれども、日本における労働協調というものは歴史的意義がある。それは先ほどから議論されておった独立の、対等の立場において近代労働関係を作るということと

は、その意味が違つておった、こういう意味において解釈すべきものである。その言葉だけの解釈から言えば、私は差しつかえないことである、こう思つております。

○多賀谷委員 そういたしますと、日本における労働協調主義ともいふのは、歴史的の意味においては総理は現在のところそういう考えはない。そこで日本の労働法は労働対立ということを前提として規定しているものである、こういうように理解してよろしいでしょうか。

○岸国務大臣 労働対立という言葉が、こうなりますと言葉の問題であり

ますが、私は労働関係は対等な立場においていふものを規定しているというところは、これは日本の各法律の中心をなしているのだらうと思ひます。対立と言ふと何かちよつとまた意味が違ふかと思ひます。

○多賀谷委員 対等というのは、むしろ団結による力のバランスを合せたということでありまして、私が聞いているのは、利害関係の対立ということとを前提に考へてよろしいか、こう言つていいわけでありませう。

○岸国務大臣 一休労働関係が、全面的に利害が対立しているとは私は考へておりません。それは部分的の、賃金の問題をどうするかという単個の具体的事実をとらえてくると、これは利害の対立があるだらうと思ひます。しかし究極においてその事業が繁榮し、その事業によつて労働ともに共存共栄できるということが結局の理想である、そういう意味においてはむしろ共通しているものだ、こういうふう

に思つております。

○多賀谷委員 労働法の原理はやはり労働の対立を前提としているものだ、階級的対立を前提としているものだ、こういうことが言えると思ひますが、どういふようにお考えですか。労働法に流れている原理、たとえば使用者からの組合の自主性、そういう幾多の点において、不明確ではありますけれども、日本の労働法というものはやはり対立を前提として書かれていて、こういうように理解してもよろしいでしょうか。

○岸国務大臣 先ほど来私がお答え申し上げているように、私は労働の対立を前提としているという、対立という言葉の意味でありますが、対立といふと、何か両方が結局においては相いれないといふことを意味しているのだから、そういう性質のものではない。個々の具体的問題で労働の間に意見が違ひ、そして利害が衝突するということとはちつともあります、ありますけれども究極においてはそういうことではない、むしろ労働の何は資本家を優位の地位に置くとか、労働者を優位の地位に置くとかいふことではなしに、対等の地位において自主的にこの間のことを律していくということが労働法の根本の考え方である、かように考へております。

○多賀谷委員 そういふお話をされますと、やはり総理大臣の言葉の中に、あるいは頭の中に、かつての事業一家論あるいは全産業一体の思想があるのではないかと。労働法が前提にしているものは対立ではないか。だから労働組合は使用者から独立しているのだとか、あるいは自主性を侵してはならないとか、こういう規定が幾つもここにある。それは企業を行なっている上において一致した面があるでしよう。しかし労働法が前提としているものは、団体交渉にいたしましても何にいたしましても、そういうことを対立としておるじやありませんか、こう言つておるのですか。

○岸国務大臣 私はあくまでもそれは対等の立場において労働を律するといふことであつて、対立という考え方はどうも多賀谷君と……それからまたそう申し上げることがかつて日本にあった協調主義の考え方によつて言つておるのではなく、労働立法の考え方が、私が言うように対等の立場にお

結論を出されるのに当って、経過的に
 どういう議論をなさったかということ
 については、私は直接的にまた間接的
 にも責任をとるものでございません
 し、責任も感じません。私が議会に提
 出し、私が世間に対して行なった施策
 についての、私は責任を負うのであ

ります。

○多賀谷委員 政党政治でありますから、党の労働新政策として発表され

た、それに基いて大臣はこの法案を提案された。私たちは考えるわけです。そうしなければきつめておかしいのです。党の政策とは別に自分はやるのだ。ということになれば、政党政治は要りません。これは純然たる超党的な政府になる。総理が何をも一党の総裁を兼ねる必要はないのです。そこで私は率直

にいつて、党が発表されたことに基いて大臣はお出しになったのだ、かように考へるわけですが……。

○石田国務大臣　私が申し上げますのは、政党内閣の閣僚でございますから、政党の立てられた施策を尊重し、それを参考にいたします。しかしそれに全面的に支配されるものではないでございます。私はその緩急の度合いについて

て、あるいはその施策の前後について、私は私の独自の判断と責任において、行ふのだということを申し上げたのであります。

それからもう一つは、ましてやその結論を得るまでの経過的な論議の過程について、私は関与いたしておりません。

○多賀谷委員　大坪労働部長がおられますけれども、どうもこの点は明確でない。でありますから、いやしくも政見が発表したことに基いて、われわれ

はこれが出されたものである、こう判断せざるを得ないのです。そこで、私は聞くとところによると、十五億円という金、この金は実は最初三十億円要求された、こう聞いておりますが、それに間違いありませんか。

○石田国務大臣 その通りであります。それから先ほどの議論は、政党内閣のあり方について、非常に根本的な問題でございますからつきりと申し上げておきます。政党の政策を尊重することは当然であります。しかしそれに完全な支配されるならば、内閣というものは必要がなくなる。政府がその政党の政策を尊重いたしまして、それを実行いたしますと、政府自身責任に負うて行かなくてはなりません。

それから私が承知しないというのは、その党の機関が最後の決定を見るまでの間の経過的な議論をお聞きになつていらつしやるので、経過的な議論というものについて、私は出席したわけでもなければ、関与したわけでもございません。こういうことを申し上げておきます。

それから要求金額はお説の通り三十億円であります。

○多賀谷委員 その三十億円というのは、実はわれわれが聞くとところによると、昨年の六月、総評は総評新聞を日刊紙にするというので、三十億円の予算を執行部は提案した。同じく労働科学研究所を作るというので、七百万円の予算を提案いたしました。ところが、七百万円の方は金額が少なかつた関係でしよう、通りました。そして三十億の日報の方は否決になりました。そこでその空気をみて、政府とし

てもまごまごしておられぬ。あの総評が日報を出さなければならぬ。あの総評で、これこそてんやわんやで新労働政策の発表になり、それからここに日本労働協会の提案を見たとき聞いている。そこで、その点についてどういふ事情であつたのか、大臣一つお聞かせ願ひたい。

○石田国務大臣 総評が日報の発行について三十億円要求されたということは私は初耳でございます。存じません。しかしそれと同時に、私は長年新聞界で育つた人間でございます。三十億円が五十億円おかけになりました。うとも、日報紙などというものは、その簡単にできるものではございません。それは長年の経験と、それから信用、それが相俟つてこそ、日報紙というものの權威が維持されるものであります。金と組織だけで、この日報紙というものができるなら、その組織内部だけで強制的に買わせるものならできましよう。しかし日報紙が、一般の市中の新聞やその他対抗し得られるものを期待されるとするならば、むしろ税金か何かにお納めになった方が効果的だろうと私は考えます。

○多賀谷委員 新聞界におられたことは知つておりますけれども、経営に参加したというところは残念ながらあまり知りません。記事は扱われたかもしれません。どうも経営の能力があるようには私は残念ながら見受けられませんが、……「本論をやれ」と呼ぶ者あり。そこで一体民間専門機関を設置する必要があるかどうか。それだけならばむしろ政府の責任でやりになったらどうか。このことはすでに質問があつたと思ひますけれども、どうも大臣の、

大衆性あるいは機動力、こういうことでは私は納得できないものがある。その真意はどこにあるのか、これをお聞かせ願ひたい。

○石田国務大臣 これはたびたび申し上げておることでありますが、宣伝とか啓蒙とか研究調査というものを、おのずからその構成員の能力、経験から申しまして限度がございます。またその発表するもの、あるいは研究するものが大衆の中にオーソリテイを持つて参りますためには、やはり政府から離れたものが必要であらう、またそうでなければならぬ、こういうふうな考へておるのであります。一つは日本の政府内部の行政組織の構成員の能力の限界、いま一つはその啓蒙活動の權威と公正性の維持のために、あるいは効果の維持のために、民間団体が必要である、こう考へておるわけであります。

○多賀谷委員 構成員の能力という点はわからないこともありませんが、權威の維持のためというところは、私はここにきつめて問題があると思つたので、先ほど私は総理にもお尋ねいたしました。先ほどいふば國家法規というものは、自主的な労働関係法規を侵食し、あるいは制限してはならない。國家は勞使関係においては中立である、こういうような立場であるにもかかわらず、最近ではわれわれからいふならば目に余る行政解釈というものの乱発をなされ、あるいは世に警告労働行政——いいか悪いかわかりませんが、立場によつて違ふでしようけれども——という名前をあなたは得られておる。その石田労働行政をもつてもまだなし得ないものがある。それは國家の中立性という原則は、いかに石田さんの心臓をもつてしても逸脱できない線がある。その逸脱できない線をこの専門機關をしておやりになる、こういうふうな考へ方があるのではないか、かように私は考へるのですが。

○石田国務大臣 私のやり方についておのニコ・ネームについては私は責任を負いません。それからもう一つ申し上げておきたいことは、行政機關が行いますことは、やはり行政目的というものであつて支配されるのではないかと、あるいは行政目的という方向づけが与えられ持たれるのであります。そこで行政機關から離れた民間機關によつて行いたと考へる、つまりこの活動の中に、あるいはこれの行います行為の中に一定の方向づけの制約を持たないもの、それが公正妥當を確保し得る根據である、こう私は考へておるわけであります。

○多賀谷委員 その表面には本協會の自主性をいわれ、あるいは公正性を唱えられる。ところが実体はどうかというところ、先ほどからお話たびたび出ておりましたように、会長あるいは監事の任命、さらに理事の任命の認可権、あるいはそれそれの罷免権、あるいは業務計画の認可、あるいは予算、決算における認可、こういうように、いわばこの協會は、労働大臣の鼻息をうかがわなければできないような仕組みになつておる。まさに機關としては、労働大臣の隷屬機關になつておるわけですから、一体これで自主的な教育ができますか。

○石田国務大臣 これは嚴格に申しますと会長の任命権だけにしほられる問題であります。理事については、会長が選任をいたしましたものを労働大臣が認可をすることになつておりますけれども、しかしこれは實際問題として、この会の自主性ということが法律全体の中に貫かれております以上は、政府の不当干渉は世論の前からいつてもできません。それから役員は罷免の問題を御指摘になつておりますが、役員は罷免は輕々にできない嚴重な制約がございます。法第十六條の二項をお読みいただければおわかりいただけます通り、まず第一心身の故障というところが条件であります。これは近代社会においては、明治の中ごろにおきましてお家騒動なんかで氣違ひにして牢屋に入れたといふことはございました。しようけれども、現在においては心身の故障といふことは医師の科学的証明がなければ、だいたいお医者様もいらつしやるからおわかりでありましよう。が、医師の科学的証明がなければ、このことは証明されません。それから職務上の義務違反といふのは、行政処分あるいは刑事処分の対象になります。それから第二項の「前段にありまう」といふ他役員たるに適用しない非行」といふようなこともこれは明らかに行政処分や刑事処分の対象になるものであります。そういうものがあつた場合におきましては、それはたとい労働大臣の監督権がないといひましたとしても、こういう公共的な機關の場合にはやめてもらわなければならぬのであります。それから評議員等の任命について、具体的に労働あるいは公益その他三者構成の構成内容の規定がないとおつしやいま

のがある。それは國家の中立性という原則は、いかに石田さんの心臓をもつてしても逸脱できない線がある。その逸脱できない線をこの専門機關をしておやりになる、こういうふうな考へ方があるのではないか、かように私は考へるのですが。

○石田国務大臣 私のやり方についておのニコ・ネームについては私は責任を負いません。それからもう一つ申し上げておきたいことは、行政機關が行いますことは、やはり行政目的というものであつて支配されるのではないかと、あるいは行政目的という方向づけが与えられ持たれるのであります。そこで行政機關から離れた民間機關によつて行いたと考へる、つまりこの活動の中に、あるいはこれの行います行為の中に一定の方向づけの制約を持たないもの、それが公正妥當を確保し得る根據である、こう私は考へておるわけであります。

○多賀谷委員 その表面には本協會の自主性をいわれ、あるいは公正性を唱えられる。ところが実体はどうかというところ、先ほどからお話たびたび出ておりましたように、会長あるいは監事の任命、さらに理事の任命の認可権、あるいはそれそれの罷免権、あるいは業務計画の認可、あるいは予算、決算における認可、こういうように、いわばこの協會は、労働大臣の鼻息をうかがわなければできないような仕組みになつておる。まさに機關としては、労働大臣の隷屬機關になつておるわけですから、一体これで自主的な教育ができますか。

こういふふうには私は解釈しております。しかしこの法規の目的は、対立しておる状態を解決するところにあるのでございまして、従つて対立といふ状態を恒久的、永続的なものと考えてて立法されたものではございません。――う私は考えております。

や、具て私は非常に危惧される。そこで、具体的な争議がある、あるいは春闘というものが行われる、こういう場合に、そういった具体的なことに關して日本労働協会としては「方便を呼んだ」あるいは協会からだれか第三者を呼んだりして討論会をやる、こういうことを考えられておるかどうか、これをお聞かせ願いたい。

○石田国務大臣　それもやはり新しい

陣容の決定せられることとございますが、本協会の目的としておりますのは、そういう時事問題と申しますか、時々起つてくる事態についての見解をやるわけではございません。もっと恒久的な労働問題の全体についての調査研究をやりまして、基本的なあり方を探究して、こういふところにあるのでございませう。従つて今申しましたような時々起つた労働争議とかなんとかいふことを、そのままにジャーナリティックに取り上げていくということが目的ではございませうから、それは念のために申し上げておきたいと思ひます。

○森山委員長 この際五島虎雄君から閣連質問を求められておりますので、これを許します。五島虎雄君。

○五島委員 いろいろ大臣は説明されるわけですが、私はここに一点明らかにしておきたいことがあります。わが党の議員は従来再三にわたつていろいろの点から質問しておりますけれども、その要点とするところは、人事の構成における大臣への職制は御用機関となるということが重点である。それからもう一つは、この事業は警察、宣伝、教育の範囲の広いところに政府の企図があつて、それが基点であるといふこと、それから労働問題に対する大きな介入のおそれがあるといふことが、われわれの質問の重点であるわけですが、ところが大臣は従来協会の目的は自主独立、そうして公正をずっと説明してこられたわけですが、ところが評議員の問題、人事権の問題については会長、監事、理事、評議員まで、それぞれ大臣が掌握されておる。そこでそういうようなことでは、労働

者の意見もこの中に入つていかないと申す。じやないかというように質問をしておりましたところが、先々週まではずつと評議員等々ではございませう。中立的な人を持つていきたい、こういうふうに言われる。ところが先週はちよつぱり労働者代表もこの中に入れるのだというやうなことを言われた。ところがわれわれがここにはつきりしておきたいのは、労働者代表やあるいは使用者の代表をこの評議員会にどういふように入れたいくかというやうな姿を、ここにはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○石田国務大臣 基本的にはこの協会の運営は、労働対立の中に中立性を求めているところと申すのではなくて、労働者側にも片寄らない人々によつて運営していかうと申すことが、この基本的な考え方でございます。しかしさういふ建前から評議員を選びまして、結局実際上の問題といたしましては、労働者の代表の人たちあるいは使用者側において労働問題を扱つておられる人たちが入つてくるのは、またさういふ人にお願ひしなければならぬのは、これは当然である、こういうことを言つておるのであります。それは三月四日であつたと覚えておりますが、滝井委員の御質問にも私は終始一貫同様に御答へを申し上げたつもりでございます。

○五島委員 なお明らかにしなければならぬのは、それじや十五人以上という人員がここに示されておる。そうすると使用者側と思はれる人たちは何人入れ、労働者側と思はれる人たちは何人入れるかというのをここに明らかにしておきたい。

○石田国務大臣 何度も繰り返して申し上げております通り、この協会の運営はさういふ建前からいくのではなくて、労働者側にも足をつつ込んでいない、第三者的な立場の人によつて運営されていくことが望ましい、さういふ方向で法律案を作成いたしてあります。従つてさういふ労働、公益五人五人といふやうな考え方、さういふワケをあらかじめきめて人を選ぼうとは思つておりませんけれども、しかし公正を期するといふことから参りますと、おのずから帰結するところは、賢明な五島君にはおわかりいただけると思ひます。

○多賀谷委員 これは具体的な争議について、ジャーナリティックに扱わない、こう了承していいですか。

○石田国務大臣 その通りであります。さういふことを目的に作つておるものではございません。

○多賀谷委員 私はさらに業務の範囲の四、労働教育活動といふことについて、使用者団体の行う労働教育活動、さういふことについて質問したいと思ひます。これは使用者が労働教育をするといふことを前提に考えられておるわけですか。

○石田国務大臣 使用者側で、使用者の労働担当者、たとえば大きな会社企業等あるいは企業の団体等におきまして、いろいろ自分の会社内あるいは自分の団体内において、労働問題についての講演会なりあるいは展覧会なり、展示会なりをなさる場合があり得るでしょう。さういふ場合に資料その他の提供をいたさうといふことであります。

○田中(正)委員 この際動議を提出いたします。本案についての質疑を打ち切られんことを望みます。

○森山委員長 ただいまの田中君の動議に……

〔発言する者、起立する者多く、議場騒然、聴取不能〕

○森山委員長 ……よつて本動議のごとく決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。多賀谷眞澄君。〔休憩々々〕と呼び、その他発言する者多し。多賀谷眞澄君。〔やれやれ〕「やらなければ採決しろ。」「暫時休憩だ。」と呼び、その他発言する者多し。

〔速記中止〕

○森山委員長 速記を始めて。

これより討論に入ります。討論の通告があるのでこれを許します。多賀谷眞澄君。

○多賀谷委員 私は日本社会党を代表して、日本労働協会法案に對し、反對の討論を行わんとするものであります。まず第一に、本法提出の動機についてであります。本労働協会設立の直接の動機は、昨年六月総評大会において、総評執行部は総評新聞を日刊紙にして組合員を啓蒙しようとして、三十億の予算と労働科学研究所設置七百万もの予算を提案したことに刺激されたものといわれております。しかもそれを裏づけるごとく、九月四日自民党政調会労働部会では労働新政策を打ち出し、その中に労働関係安定策として、民間労働教育機関の設置が掲げられ、労働関係における健全かつ民主的な労働慣行の確立を促進し、極左勢力の強力な宣伝活動に対処するため強力な民間

間団体を設置すると発表いたしました。このときの発表は、全体がかえつて組合を刺激する結果になるというこゝとより、この案は一応撤回され、その後緩和された表現でなすことになり、九月十七日の発表では、この点に關し、労働運動の健全化のため調査、研究、啓蒙の機関を整備強化するといふことになりましたが、基本的には何ら變つていないのであります。すなわち本協会は総評等に對抗して、その行き過ぎを正と称し、その組合の批判の上に設置されんとするところにこの根本的なねらいがあるといわざるを得ません。

第二点は労働教育を行わんとする場合の態度についてであります。わが同労働関係の諸法律はあるいはマツカーサーによつて与えられたものといふかもしれないけれども、これらの法律の一条々々は、各国の先鞭労働者の血と汗によつて戦ひとつたものであり、その闘争の記録が集積されたものであります。この国際的、階級的労働運動の歴史的成果が、不十分ながらも労働者の基本権の保障として新憲法と労働関係諸法規の上に記録されているのであります。労働法の背後に存する指導的理念は労働の階級的利害對立を一応承認し、前提としてゐるということでありませう。さればこそ労働法規は、労働者とその生活の基礎から把握し、その基本権を使用者から守り、労働者組織の自主性を保障しようとしてゐるのであります。もつともこれらの点も相次ぐ労働法の改悪により若干不明確になった点もなしとはいひませんが、それにもかかわらず、ナチス労働秩序法における経営協同体論

や、戦時中における産業報國精神に基
て、根本的には労使の階級的対立を容
認しているのではありません。超階級的な
立場、中立的な立場ということも、労
使の階級的対立を否定しては、かつて
の協約会が演じたあの末路をたどるこ
とになるではありません。このこと
は、労働組合法という経済の興隆が、
団結権、団体交渉権、団体行動権の保
障による労働者の地位の向上を度外視
しては産業報國に陥落し、公共の福祉
も労働者の基本権を否定しては公益優
先原則と相なると同様であります。ま
してや最近の政府の労働政策を見る
と、同結権等に関する次官通牒を初
め、チェック・オフに対する見解、公勞
法の統一解釈、炭労同情ストに対する
警告等に見ると、政府の警告は資
本家側の一方的解釈を政府の名におい
て行なったものであり、中立性とは全
くは遠いものであります。

第三点は、自主的労働教育機関と称
し、実体は労働大臣の下請機関である
ところにも問題があります。労働協会
と政府との関係を法律的に見ますと、
まず労働大臣は協会の人事権を掌握し
ております。すなわち会長、監事の任
命権、理事の任命の認可権、評議員の
任命権及びそれぞれの解任権をことごと
く有しておるのであります。次に業
務上は事業計画の認可及び業務に関す
る監督命令権を持ち、予算、決算につ
いても認可を有しておるのであって、
協会は全く労働大臣の隷屬機関となっ
ているのであります。かように協会は
自主性がないにもかかわらず、政府が
その自主性を強調するゆえんのものは
何でありましょうか。私はここにも政

府の意図が隠蔽されていると思うので
あります。労働教育はその性質上また
は技術上政府が行うことを不得手とす
る分野も少なくないので、民間機関の指
導性、大衆性を強調しておりますけれ
ども、労働教育を行う場合、いかに反
動的な政府とはいえ、いかに強心臓の
労働大臣といつても、争議行為に対す
る政府の中立性の原則は表面上堅持せ
なければならず、次官通牒以来打ち出
した警告行政も、これ以上乱発し、露
骨に政府の意図を出すこともできず、
ここに民間機関の設立をし、自主性を
有せしめることと装うて、実質は隷屬
下に置き、政府のよくなし得ない反勞
働者の教育、啓蒙、宣伝をなさんとす
るものであります。

第四点は、戦後における歴代の反労働
者政策の総仕上げをなすものといわれ
ばなりません。歴代の保守政権は労働
基本権を次々と剝奪してきました。し
かも行政解釈と称して行政権の限度を
越えた法律の解釈を行なって労働法体
系を崩壊せしめ、まさに政府は行政権
と立法権をかざした独占資本の代弁者
に化してしまつた感があります。労働
組合の育成を忘れ、その弾圧に終始し
てきた政府が、ここにまた労働教育をせ
んとすることは、まさに反労働者的政
策の総仕上げともいふべきものであり
ましょう。しかも労働大臣は国際研究
会の新国策の雑誌において次のように
言っております。その会議は各社の労
務担当の第一線の幹部が出ておると言
われておりますけれども、大臣は今悪
く言われても、将来にわたつて、あれ
は石田のときにやつたのだと言われる
ほどのものであるならば、一つや二つ
はやっておきたいと思つて努力してお

る、これが滝井君の言う労働大臣の野
心であります。しかも満州国にあって
満州労働協会の設立に参画され、日本
に帰つて産報運動を道義的運動として
ではなく、従来の労働組合を崩壊せし
め、産業報國會を唯一の労働組織とし
て改変せしめた当時の責任者の一人と
しての岸さんが、またここに民主国家
の総理となり、日本労働協会の設立を
提案されたことはまことに意義深いも
のがあり、本協会の設立の意図は、岸
総理の頭のすみに次の産報運動の趣意
書及び大日本産業報國會の綱領が浮ん
ではいないかということをおそれる
のであります。それはすなわち産報運
動の趣意書は「一君の下、万民和親親
結して各々其の分を尽し以て皇運を扶
翼し奉ることは我國民の精華であつ
て、日本精神の真髓も亦之を措いて他
にはない。……皇運扶翼の精神は日本
精神の真髓であり、此の精神が産業報
働部門に顕現したるもの、之れ即ち資
本、産業報國の精神に他ならぬので
あって、産業報國運動とは実に此の
精神を以て我國産業労働界の全分野を
席捲風靡せんとする運動なのである」
さらにまた産業報國會の綱領は「勤勞
は皇國民の奉仕活動としてその國家
性、人格性、生産性を一体的に高度に
具現すべきものとす」「我等は産業の使
命を休し事業一家職分報國の誠を致し
以て皇國産業の興隆に総力を竭さむこ
とを期す」以上産業報國會の趣意書
並びに産業報國會の綱領の一部を述べ、
日本労働協会のかかる役割を果すよう
になることをおそれ、ここに本法案に
対し反対の意を表するものでありま
す。(拍手)

○森山委員長 田中正巳君。
る、これが滝井君の言う労働大臣の野
心であります。しかも満州国にあって
満州労働協会の設立に参画され、日本
に帰つて産報運動を道義的運動として
ではなく、従来の労働組合を崩壊せし
め、産業報國會を唯一の労働組織とし
て改変せしめた当時の責任者の一人と
しての岸さんが、またここに民主国家
の総理となり、日本労働協会の設立を
提案されたことはまことに意義深いも
のがあり、本協会の設立の意図は、岸
総理の頭のすみに次の産報運動の趣意
書及び大日本産業報國會の綱領が浮ん
ではいないかということをおそれる
のであります。それはすなわち産報運
動の趣意書は「一君の下、万民和親親
結して各々其の分を尽し以て皇運を扶
翼し奉ることは我國民の精華であつ
て、日本精神の真髓も亦之を措いて他
にはない。……皇運扶翼の精神は日本
精神の真髓であり、此の精神が産業報
働部門に顕現したるもの、之れ即ち資
本、産業報國の精神に他ならぬので
あって、産業報國運動とは実に此の
精神を以て我國産業労働界の全分野を
席捲風靡せんとする運動なのである」
さらにまた産業報國會の綱領は「勤勞
は皇國民の奉仕活動としてその國家
性、人格性、生産性を一体的に高度に
具現すべきものとす」「我等は産業の使
命を休し事業一家職分報國の誠を致し
以て皇國産業の興隆に総力を竭さむこ
とを期す」以上産業報國會の趣意書
並びに産業報國會の綱領の一部を述べ、
日本労働協会のかかる役割を果すよう
になることをおそれ、ここに本法案に
対し反対の意を表するものでありま
す。(拍手)

○田中(正)委員 私は自由民主党を代
表して、日本労働協会法案につき賛成
の意見を表明せんとするものでありま
す。

わが国の労働運動及び労使関係は、
戦後十三年急激に近代化し、発達を見
ましたが、なおその歴史も浅く、また
あの敗戦のさなか、混乱の世の中から
再び立ち上つたものであるだけに、そ
のつめあを強く今日まで残しておる
事実も否定できないところであり、今
日なお幾多の改革を要する点を包蔵す
ることは、ひとしく國民の認めるとこ
ろであります。

このことは一部使用者側が正しい近
代的な労使関係を理解し得ないことに
起因する面も多くありましようし、ま
た一般國民の労働問題に対する正しい
理解と批判を欠くという事実によるも
のでありましよう。他面、労働組合側
も、戦後急激に外部から与えられた勞
働運動の自由を正しい意味に理解し、
あるべき方向に向けることができず
に、國民經濟の実態を離れ、國家の繁
榮と安定に相いれない形において具体
的な行動をとりつつある反面もまた否
定できないと思われるのであります。

かくのごとき現実を前にして政府が
このような傾向を是正して、正しい勞
働関係を樹立するために政策を打ち立
てることは、政府のなすべき當然の責
務であり、今日日本案のごときものが取
り上げられるに至つたことは、若干お
そきに過ぎるくらいはありますが、す
こぶる當を得たものと申さねばなりま
せん。

あるということを申し上げておりますが、
まず第一に本協会は、法案に明らかで
あるごとく、政府資金十五億圓を基金
として一般會計より受け入れ、これを
預金部資金に預託してその利子収入を
もつて運営されるものでありまして、
そのつど政府の補助や助成を受ける方
法をとるよりも安定かつ恒常的な運営
ができるばかりでなく、この協会の業
務の中立性を確保するためにも、しこ
く好適な方法をとつたものと申さねば
なりません。またこの基金が経済基盤
強化資金等の中から出ておることを
もつて、使用者側の資金蓄積のために
のみ役立つものであるとごとき議論をな
す者がありますが、われわれは経済基
盤の強化が単に使用者側のみ有利に
展開するものとは考えられないので
あって、國民經濟の繁榮、経済基盤の
強化は、すなわち労働者ともに好まし
い影響をもたらすものと考えらるべきで
あり、また経済基盤強化資金より基金
を受けたということは、本協会基金の
獲得の技術的理由によるものであり、
本質的なものでないという、予算編成
上の経過を知らないために起つた御議
論であると存じます。またこの協会は
は、法案において見るごとく、会
長以下役員は任命は、公正な判断をな
し得る学識経験者の中から任命するこ
とになつており、主要事項はすべて理
事会において民主的に決定することに
なつており、さらに評議員会制度によ
り広く労働関係者の意見が反映される
ようにする等、その他本法案の数多く
の箇所にその自主的運営を確保するた
めに、細心なる注意が払われておるの
であります。会長の任命が労働大臣に
よること等をもって、この協会の中立

あるということを申し上げておりますが、
まず第一に本協会は、法案に明らかで
あるごとく、政府資金十五億圓を基金
として一般會計より受け入れ、これを
預金部資金に預託してその利子収入を
もつて運営されるものでありまして、
そのつど政府の補助や助成を受ける方
法をとるよりも安定かつ恒常的な運営
ができるばかりでなく、この協会の業
務の中立性を確保するためにも、しこ
く好適な方法をとつたものと申さねば
なりません。またこの基金が経済基盤
強化資金等の中から出ておることを
もつて、使用者側の資金蓄積のために
のみ役立つものであるとごとき議論をな
す者がありますが、われわれは経済基
盤の強化が単に使用者側のみ有利に
展開するものとは考えられないので
あって、國民經濟の繁榮、経済基盤の
強化は、すなわち労働者ともに好まし
い影響をもたらすものと考えらるべきで
あり、また経済基盤強化資金より基金
を受けたということは、本協会基金の
獲得の技術的理由によるものであり、
本質的なものでないという、予算編成
上の経過を知らないために起つた御議
論であると存じます。またこの協会は
は、法案において見るごとく、会
長以下役員は任命は、公正な判断をな
し得る学識経験者の中から任命するこ
とになつており、主要事項はすべて理
事会において民主的に決定することに
なつており、さらに評議員会制度によ
り広く労働関係者の意見が反映される
ようにする等、その他本法案の数多く
の箇所にその自主的運営を確保するた
めに、細心なる注意が払われておるの
であります。会長の任命が労働大臣に
よること等をもって、この協会の中立

性がそこなわれるがごとくことを申す者がありますが、本協会のごとく全額政府出資の団体においてはやはり政府の責任者が会長を任命するくらいのこととは、政府資金を基金とし、その利子収入をもって運営するといふものの、国民の税金を使用して設立される団体である以上当然のことであり、これをもしも中立性をそこなうゆえんであるかのごときことを申すのは、ためにせんとする議論にすぎないものと申さねばなりません。

また本協会をもつて、わが国にかつてあつた協調会と対比して、これと同様なことをなすものであつて賛成できないとの議論を申す者がありますが、この点は形において若干似ておる点はあるが、協調会の時代には今日と違ひ憲法上労働者の基本権が規定されておらず、また労働組合法を初め今日のごとき進んだ労働法はなく、一般的に申しても今日と労働法体系が全く趣きを異にしておつた時代であり、むしろ労働運動や労働争議はこれを否定せんとする一般的风潮下にあり、また協調会は率直に申すならば、当時の使用者側にとつて理想的な労働関係を作り上げんとしたものであつたに對して、今日の労働協会はその運営される政治的基礎や社会的事情を全く異にしておる事実を忘れるか、あるいは故意にこれに言及することを避けた立論と申さねばなりません。また協調会は、その具体的任務として労働争議の調停解決といふことを相当重要なものとして持つておつたのでありますが、労働協会はこのような任務を全然持たないものであることも法案において明らかであります。また労働教育は労働者みず

からの手により、ないしは労働組合の内部においてのみやるべきものであり、外部より働きかけるべきものでないといふ御議論であります。もちろん労働者みずからの手によりやる労働教育はますますこれを実施しなければなりません。が、反面、さればといつて政府または協会を通じて行うことが不適当であるといふ議論は了解できません。冒頭申すがごとく、今日の労働関係が不完全、不健全であるといふ国民の認識と不満がある以上、そして労働組合内部の労働教育といふものに一定の制約と限度がある以上、これに對して適正なる外部の援助と働きかけは何ら否定すべき根拠を見出し得ないものであります。

ここで私は本協会の中立性に関連して労働運動の中立性について申し上げたいと思ひます。われわれ自由民主党こそ労働運動の中立性ないしは政治的無色といふことを希求するものであり、かえつて本案に反對する諸君こそ労働運動に政治的な面を期待してゐるのではないかと申すのであります。反對者は口には労働運動の中立性を確保するために反對を唱へるのだと申しておる。そのことは、その人々が労働組合運動に期待する政治性を中立化されるものでないかといふ危惧の念を持つてゐるもののごとく、およそ語るに落ちるというべきであります。またこの点に關して私どもが平素不可解に存するのことは、今日国会内部におけるたゞ一つの大概である日本社会党は、全国の数多くの労働運動の中には必ずや批判の対象になつたり国民のひんしゆくを買うものがあるのにもかかわらず、これらに對しては終始弁護的立場

こそとれ、決して一言半句も批判的態度や矯正的態度をとることなく、現にわれわれはこのようなことを露骨に聞いて聞かず、逆に労働組合団体からは社会党に對し、その政策や運動方針等には相当きびしい批判や詰問を受けておるのもこれまた事実であります。

〔発言する者多し〕

○森山委員長 静肅に願ひます。

○田中(正)委員 ともあれ、以上述べたところにより、私は本協会が現下きわめて重要な使命を有するものである、今日すみやかに本法案が可決されるべきものであるといふことを申し上げるとともに、反面本協会のごとき重要かつ多方面なる任務を持つ協会がその基金として有するところが若干少な過ぎることを思ひ、今後政府はこの基金の増額につき予算的措置を逐次おとりになることを希求して私の賛成討論を終了したいと思ひます。(拍手)

○森山委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森山委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時二十九分開議

○森山委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案及び八木一男君外十二名提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

〔委員長退席、大坪委員長代理登壇〕

○滝井委員 日雇労働者健康保険の被保険者の総数は、昭和三十三年では八十一万八千人に見積つておるわけでございしますが、これを四等級に分けておつたものを二等級に分けることに變更したわけですね。そのために五千六百万円の赤字が實際には出ることにになり、その五千六百万円の赤字は行政努力によつて解消をしていくというのが保険局長の答弁でございました。そこで私がお尋ねしたい点は、八十一万八千人の被保険者を二百八十万円以上と、二百八十万円以下と二つに分けた場合に、一体その割合はどういうことになるのか。

○高田(正)政府委員 第一級が八五、六%であつたと記憶いたします。

○滝井委員 そうしますと、一級が八五、六%とすると二等級の方は一四、五%ということになるわけでございします。そうしますと、一体一カ月の稼働日数はどの程度を見て保険料の計算をされておるのか。

○高田(正)政府委員 全体の平均は稼働日数は十八・五日くらいでございます。ただ保険料の計算はさような計算をいたしておりません。過去の保険料の総収入から一括して推計する方法をとつておるわけでございます。

○滝井委員 保険料の計算は過去の実績を推計して一括してやられておるといふことでございしますが、実はわれわれの手元に全国建設業協会清水康雄さんから日雇健康保険法改正に關する件陳情といふ書類がきておるわけなんです。この書類によつて保険料の状況を

見てみますと、政府の昭和三十三年の保険料の収入予算額は三十四億一千二万一千円になつておるわけですね。この方たちの計算の基礎は八十一万八千人を二百八十万円以上は八六・三%、二百八十万円以下は一三・七%、こういう計算をしております。今の局長さんの御答弁で一級が八四、五%、従つて二級が一五、六%、大体合つておる。それから一カ月の稼働日数が十八・五日くらいだ、こういうことでございします。が、これも十八・七日くらい、こうなつておるわけですね。事實的には二十日前後あるかと思ひますが、幾分離実に見積つておるようになっておるのだと思ひます。そうしますと、この建設業協会の計算によつて見ますと、大体三十六億八千六百八十三万二千四百二十一円、こういう計算になるようでございます。今のようなことを基礎にして一級、二級の保険料の総収入を計算してみると三十六億程度です。そうしますと、政府の予算額は三十四億何がしでございますから、差引き實質的には二億七千六百八十一万一千円の差がそこに出てくるわけですね。もしこういう計算が事實だとするならば、待期を四日

を三日にしても平年度三千二百万円
だったと思います。傷病手当金を十四
日を二十一日にしたところで一億五千
万円、二等級に縮めることによる赤字
五千六百万円を一括しても二億七千万
円にならない。実はきょう大蔵省の主
計局にも来てもらいたいのですが、こ
れは事業主が計算をしたのだから間
違っていい。従って事業主の方は保
険料二十一円を二十円、十円、十円に
してくれ、こういうことになるのだろ
うと思います。政府原案の通り十一
円、十円でやっていきますと、二億七
千万円ばかりの金が余ることになる、
余る金ならば私は待期や傷病手当金を
やるべきだと思うのです。この点あな
た方はどういう反論をそれに対してお
やりになるのか。

○小沢説明員 数字の計算のことでご
ざいますので、私から最初にお答えを
させていただきますが、実は建設業協
会の方の御意見につきましては、私ら
もその御意見を承りまして、なお私
どもの詳細な計算方法もお示しいたし
まして、両者いろいろ突き合せをいた
したのでございます。今お読み上げ下
さいました数字は、当初計算をされた
建設業協会の御計算の資料かと思いま
す。そのときは確かに若干の食い違い
がありました。それは一つの原因は実
は稼働日数の点にお触れになりました
が、稼働日数を二十日ないし二十一日
ぐらいに計算をされてやりましたもの
で、こういう御説明があったわけでご
ざいます。それを私どもの計算のやり
方を御説明申し上げましたところが、
なるほどそういう事情ならばよくわ
かった、ということでありました。そ
こでさらに第二回目に、お前の方の言

う通りの計算でやってみてもなお若干
食い違いがあるがというお尋ねがまた
再度ございました。それで私どもが参
りましたら、大体計算の仕方は全部一
致しております。数字の食い違いが若
干あるためでありますか、それは実
私の方の予算書にもありますように、
保険料収入のほかに一般会計からの手
数料補てんというものがあられるわけ
でございます。保険料収入の受け入れの方
に手数料補てんの金額を足していただ
いて、いろいろ突き合せましたところ
が、なるほど大体わかりました。保険
料の計算もどうやら一致しましたとい
うような経過があったのでございま
す。私ども実は稼働日数を基準にして
いろいろ計算をするというような方法
を、先ほど局長が申されましたよう
にとらなかつたのでございます。と申し
ますのは、実は稼働日数は、全国から
就労日数としての統計を各保険官署か
らとりまして、私の方で実績表を作っ
ておるわけでありまして、これも、こ
れによりまして、最近若干減りつつあ
るのでございます。しかもその平均が
昨年の一八・七日という数字をさらに
少しずつ下回りつつあるような現状で
ございます。従いまして、この稼働日
数だけで考えて参りました場合には、
ある期間の実績を見た場合にどうして
もその実績との違いが計算上出て参り
ます。従いまして、私どもとしては、
前回滝井先生の御質問につきまして保
険料の計算の仕組みを申し上げたよう
に、三十二年の十月までの実績額
と、それを前年同期と比較してみまし
た上昇率を出しまして、その上昇率を
もって来年の保険料の伸びを考えてい
くというような実績をもとにした計算

方法に一括して切りかえていった次第
でございます。従いまして、稼働日数
を計算の重要な要素にして保険料を計
算するという行き方はとっていないの
でございます。そういう点に若干建設
業協会の方の計算とは合わない面があ
るのではないかと存じます。

○滝井委員 問題は稼働日数の見方が
どういうことかというところ、一つの重
要なポイントになってくると思いま
す。とにかく一日に十一円なり十円を
払うのだ、こうきまつたら、やはりこ
れは何といつても重要なポイントです。
稼働日数だと私は思うのです。そうしま
すと、日雇い労働者の諸君が望んでい
るのは、月に少くともやはり二十二日
から二十五日は働かしてくれという最
低の要求がある。それを一八・七がだ
んだん下回ってきているということ
は、これは労働行政としても私は許さ
れぬことだと思つて、またそういう実
態では日雇い労働者の健康保険とい
うものはうまくいくはずもない。だか
ら、そういう実態があれば、当然厚生
省は労働者の失業対策の方のしりをた
たいて、やはり二十日、二十一日と稼
働日数をふやさなければいかぬと思
う。失業対策の事業は労働省がやるか
らおれの方はただ保険のことだけやっ
ていけばいいということではないと思
う。労働行政と厚生行政が車の両輪の
ようになってこそ初めて日雇い労働者
の健康保険の運営というものはうまく
いくのだと思う。そういう観点から
すると、最低限二十日前後あるものと
固く見て一八・七、こう見積られて、
それを全般的なことを考えるにしてい
ても、稼働日数というものは一つの考
え方としては非常に重要なポイントだと

私は思うのです。そうしますと、これ
はあと四月から六月までと、七月か
ら昭和三十四年の三月までと、こう料
率が違うのだから、それで損算をすれ
ば数字はきわめて正直に出てくるわけ
です。簡単な数字で百万か二百万ある
いは一千万くらいの違いなら、私はそ
う言いません。しかし二億七千万、約
三億近くあるのです。これだけの計算
の違いがあるとするならば、これは私
は施策に使うべきだと思つて、特にこ
ういう保険ですから、何もその金を残す
必要はないと思つて、それで、最近の健
康保険の状態を見ると、予算より決算
の方がずっと縮小してきているわけで
す。健康保険の実績は大抵予算額の方
が見積りが多いのです。ところが日雇
い労働者の健康保険は幾分予算と決
算、特に医療給付費を中心として見る
と少し違うようであります。予算より
決算の方が多くなつておるといふ傾
向があるようであります。私よく見て
おりますが、大体そういう傾向があ
ります。健康保険はそういう傾向があ
りまして、だからこそ健康保険
には赤字が出てきておるのです。この
点はやはり健康保険と日雇い労働者健
康保険とが幾分本質的に違つてくる
ところがあるんじゃないかという感じが私には持
つております。しかしそういう本質的
な違いはありますが、これは日雇い労働
者健康保険をだんだん国民皆保険の精
神にのっとりまして健康保険の給付率
に近づけていくと、健康保険に近づけ
ていくにつれてだんだん健康保険に似
たような姿がおそろしく出てくるだろ
うと思つて、健康保険に近づけるとい
うのは、傷病手当金をふやしたり、出
産手当金をふやしたり、待期をもつと短か

くするということですが、そういうこ
とをやれば近づいてくるだろうと思
いますので、財政のことばかり、支出の
ことばかりを考えずに、前進するも
の、同時に支出の減少を来す、こ
ういうことも一べん考えてみて、もし算
術計算で三億近くの違いがあるとする
ならば、それを受け入れて——この際
くといふようですが、実際金が余るの
です。これは私の計算と同時に建設業協
会の計算によつても余るのです。だか
ら、これは大蔵省は何と言ふか知りま
せんけれども、まあやるべきじゃない
かと思つて、私は大蔵省を呼んで大蔵省
の計算も一べん聞いてみたいと思つて
ございまして、大蔵省は大蔵省独自の
計算の立て方をしているらしいやうな
らうと思つて、あなたの方の受け流りなら
これはちよつと問題がある。その点、
大蔵省の来るまでこの問題はあとに保
留したいと思つて、何かあなたの方
から御意見があればそれを先に聞か
しておいていただきたいと思います。

○小沢説明員 実は保険料の見込み、
あるいは給付の見込みその他につきま
しては大蔵省の計算によつておるの
ではないのでございまして、私ども保
険行政をあずかるものが計算をしまし
て、それに対して大蔵省が異論があ
ればそのときにいろいろと議論をする
というところでございます。日雇いの見込
みにつきましては、全くその点につ
いての見解の相違はありませんので、前
回及び今回先ほど申し上げましたよう
な計算の方法につきましては大蔵、厚
生両省の一致した意見でございます。
二億幾らの余りがあるというお話で
ございましたが、先ほど申しましたよう
に、建設業協会でお出しになりました

数字は最初私の方とお互いに意見を交換しない前の数字でございまして、その後意見を交換しましたところが、よくわかつた、こちらと同じような計算方式をとつてみるとなるほどその金額はそうなるな、ということ、十分御了承していただいておりますのと考へておるわけでございまして。なお手数料補てんの金額が約一億六千五百万円ございまして、それらを合せますとほぼそれに近い数字になるわけでござい

す。それから労働日数の点でございまして、なるほど労働行政では公共事業あるいは失対事業等におきまして二十一日を確保するというところで予算を組んでおられるのでありまして、確かに失対事業の方はそうした就労日数になつておるといふことは私も十分承知いたしております。私どもの被保険者手帳の交付数、それを簡単に被保険者数と申し上げておるわけでございまして、この手帳の交付数というものと目

雇い労働者が就労している現実の数字とは必ずしも合わないのでございまして、私どもが交付した有効手帳数というものを基礎にして就労日数を出して参りますと、実績として昭和三十一年度には十八・七日という数字が出ております。三十二年度の九月までは、大体十八日から十九日の間、若干十八日に近く推移している、こういうことを申し上げたのでございまして、この就労日数と労働省の失対事業でいってございす就労日数とは、若干対象も意味も違つたわけでございまして、その点は御了承をいただきたいと思ひます。

○滝井委員 二百八十円以上と以下の占めるパーセンテージも同じであるし、稼働日数の見方も、大体私の説明したのと局長の答弁は同じである。そういうことになりまして、計算がどう二億も三億も違ふはずはないと思う。どうも今の御答弁では納得がいかぬ。大蔵省の見解をもう一回たださせていだきたいと思ひます。

それから手数料の補てんの問題ですが、これは一億六千七百五十万円というものは一般会計から受け入れることになるのか、保険料とは関係ないはずで、保険料は予算の面でも保険料収入として全然別個の科目になつておるわけですから、これはどうして関係

○小沢説明員 実は保険料を切手で納めてもらいますので、その切手の返りさばき手数料を差し引かれたものが保険料として入つてくるわけであります。それでは私どもの会計が困りますので、それを一般会計から今度手数料補てんとして受け入れをいたしておるわけであります。これが給付費に対する二割五分の国庫負担とか、あるいは傷病手当金に対する三分の一の国庫負担というものは全然別に入ってくるわけでございまして、従いましてこの流り

さばき手数料を含めた額が保険料収入に実質的にはなるわけでございまして、会計上の整理として分けておるわけでありまして。ところが建設業協会の方ではこれらを含めまして一括して保険料と、こういう計算をいたしておるわけでありまして。その点を私申し上げたのであります。

○滝井委員 一億六千万円を引いてもなお一億一千万円の開きが出てくるわけですね。だから私がさげせん言うように、百万か二百万の問題ならこんな

けちなことは言ひません。しかし一億あれば、とにかく少し節約して通選択その他をきちんとすれば、三七、二十一日の傷病手当金はつくんですよ、そこを言つてゐる。だからこういう日雇い労働者の健康保険なんか搾取といつてはおかしいけれども、そう隠し金を持つ必要はない、赤字なら赤字で一般会計から出せばいい。その点についてはどうも私は納得がいかない。あとでもう少し詳しい計算を資料として出してもらいたいと思ひます。掛け算ですから簡単でしょう。これは大蔵省の見解をもう少し聞かしてもらいま

す。次には零細企業の従業員の日雇い労働者健康保険との関係です。これはすでに先般厚生省が五人未満の事業所を調査されたときに、われわれ説明をいただいたので、私もう覚えに覚えておりますが、多分百三十七万くらい五人未満の事業所の従業員があつたと思ひます。それと家族が六、七十万あつたと記憶しております。これと家族を合せて二百万。そのほかに五人未満の事業所には日雇いの者が多分四、五十万あつたと記憶しております。そういう五人未満の事業所には非常に複雑な実態があつたと私は記憶している。あるいは私の記憶に間違いがあるかと思ひますが、そういう御説明があつて、資料もいただいてそういうものを

見たと記憶しておりますが、一体皆保険の実施を目標に控えて、この日雇い労働者健康保険と五人未満の関係はとりあえずあとにして、皆保険政策と日雇い労働者健康保険の制度とは一体どういう関係になつてくるかということです。これは三十六年度から国民健康

保険は強制実施になりますから、当然皆保険における日雇い労働者健康保険との関係というものをどういう工合にお考えになつてゐるのか、お聞きしたい。

○高田(正)政府委員 国民健康保険との関係につきましては、すでに御提案を申し上げております国民健康法の方ではつきりと区画整理をいたしております。一口に申し上げれば、日雇い労働者健康保険の手帳の交付を受けている者は国民健康保険の被保険者にならないといふこととございまして、この関係は普通の健康保険あるいは共済組合の被保険者といったものと同じ関係でございまして。国民健康保険法の第六條の第五号にそのことが書き入れられてございまして。

○滝井委員 それだけではちよつと答弁が足らぬのです。そのくらの答弁なら知つてゐるのです。それは制度としてただ条文の上になつておりましたというところで、皆保険になつたときに日雇い労働者の健康保険というものとは今のようになつていまいかどうかと、これは今までの問題はこのことなんです。それは日雇い労働者の手帳を持つてゐる者は国民健康保険にかかれないことはあなたに言われなくてもみな知つております。しかし皆保険をやろうといふときに、あなたの方の第一陣に出してきたものは、日雇い労働者の健康保険の改正案です。そうすると皆保険を目前に控えて、日雇い労働者健康保険といふものがこの程度でよろしいかどうかといふことなんです。もう

ちよつと突つ込んで言えば、私が一昨日ですか、すでに指摘したように、保険料の十円とか十一円とかいう定額制

であるといふことは、もはや日雇い労働者健康保険といふものが限界に來てゐるということなんです。これ以上背伸びするたためには、ホルモン注射か何かやらなければならぬでしょう。小人だ。だから何かこれに人為的な手を加えないければ今の皆保険の水準に達することはできない。今の国民健康保険の水準に達することさえできない状態です。傷病手当金なんかはいいですが、その他の給付とか何にしても国民健康保険に劣つてゐる。一方において定額制という手かせ足かせの保険料の中にはめられてゐる。そうして一方皆保険政策を推進されてゐるが、これを一体どう均衡をとつていくか。すでに国民健康保険法案を出されてゐる政府としては、具体的に次の段階においてこういう場合には引き上げますといふ手がなければ、これではわれわれ満足できないのです。

○高田(正)政府委員 われわれの申し出ております皆保険計画というのは、滝井先生よく御承知のように、大筋としては被用者保険、それから地域保険である国民健康保険、この大きな二本立てでやつております。しかも被用者保険につきましては、いろいろな制度があるわけではございまして、これを今一べんに統合するとか何とかいふことよりは、むしろこの網の中にも入つていない人を保険の網の中に一日も早く入れていこうといふことが第一である。

ただいろいろの施策を進めるに當つて給付内容の調整というふうなことにいつてはできるだけ努力をして参りたい、こういう考え方が基本的な考え方になつておるわけでございまして。それで国民皆保険を進めるといふのであれ

ば、日雇い健康保険の給付内容はこれ
でいいのというような趣旨の御質問
でございます。それからなお国保の方
が日雇い健康保険よりはいじやない
かというふうな御趣旨もございました
ようにございますが、ある意味におき
ましては、たとえば給付の期間等につ
きましては国保の方が長うございます
けれども、給付率が一番問題になるわ
けでございます。給付率におきまして
は、御存じのように日雇い健康保険は
健康保険と同じでございます。給付の範
囲も健康保険と同じでございます。お
しる給付期間の問題を除きますれば、こ
れは国民健康保険よりは日雇い健康保
険の方がずっとまきつておる、こうい
うふうに私も考えておるわけござい
ます。給付期間がなぜ短かいかと
いう問題でございますけれども、これ
は日雇い健康保険というものの特殊性
からきておるのであります。二、三
間に二十八枚の切手を張っておけば、
あとは全然働かなくて保険料を納めな
くても、その給付期間内は給付がして
もらえるわけでありまして、国民健康保
険とかその他の健康保険というものは
は払っていくわけなんです。そこが、
日雇い健康保険というのは被用者保険
でありますけれども、非常に違ったと
ころなんでしょう。そういうところ
から、給付期間等はまた一年というこ
とにしかなくておられませんけれども、
他の諸面を除けばそれは今申し上げた
ように日雇い労働というものの実態か
らくることなんでしょう。他の
面から申せばこれは健康並みでござい
ます。従って日雇い健康保険の方が国
保よりはむしろまきつておる、私はか

ように考えておるわけでございます。
さような意味合いにおきまして、国民
皆保険計画を進めるその大きな柱とし
ては、ミニマムが五割給付の国民健康
保険を全面的に実施するという政策
と、日雇い健康保険をこのまま推し進
めて参る——今回給付内容の改善をい
たそうとして御審議をいただいております
わけでございますが、こういう程度で
日雇い健康保険の制度を維持していく
ということにつきましては、別に先生
御指摘のように、大きな矛盾がある
というふうには私は考えておらないよ
うな次第でございます。

○滝井委員 私が今から指摘しようと
するところをあなたが答弁で言ったわ
けなんです。皆保険ですからなるほ
ど日雇い労働者健康保険の資格を得る
ためには二、三枚の印紙を貼付する、
月については七十八枚の印紙を貼付する、
そうすると資格が得られるわけなんです。
ところがその資格を得て病になると、
その保険で見れるのは一年なんです。
一年たったときは一体その人間はどう
なるのだという事です。一年たった
後にはその人は今度は国民健康保険に
返っていく以外にないのです。だから
皆保険の構想を描こうとするならば、
これは国民健康保険に返っていくか、
生活保護にいく以外にないとするなら
ば、一体皆保険というものはその最後
の段階ではどうなるかということなん
です。だから一番問題は、それは傷病
手当金があるとかないとかということ
の問題ではない。少くとも皆保険とい
うことは、医療給付をやるといふこと
が主眼なんです。そうして短期の給付
の中にお金をやるものがないというつ
ことは、これはむしろ別のものとする

方がいいのです。医療保険にそういう
ものがつくといふことは本筋ではな
い。日本の制度では歴史的にそういう
ものが加つておるからつけておるだけ
です。だから問題は、被保険者であつ
た者が一年たった後に、この者は生活
保護にいくということは例外なんだか
ら、保険の本筋からいけば国民健康保
険にいかねばならない。そうすると取
入を絶たれて、今度投げ出された国民
が、またこのこと皆保険にない手
ある国民健康保険にいかねばなら
ないという、こういう制度の立て方が一
体いいのか悪いのかということなん
です。こういう点は、この日雇い労働者
健康保険の改正を皆保険というスロー
ガンに掲げて発足していくからには、
やはりそれを考慮した親心、考慮した
政策というものは当然立てられなけれ
ばならぬということだ。皆保険になつ
たときに、またそれはそれで別に国民
健康保険に入るといふことは問題なん
です。一年たったときには、その人た
ちは国民健康保険に入ろうとしても、
入ったところすぐに治療は受けられ
ない。こういう盲点がこの制度の中
にあるという事はもうわかり切つてい
るのですから、今からそれは考へて
おかねばならぬと思ふ。そうしま
すと、国民健康保険というものは除
外をしておるが、では一年の期間が切
れた後は一体どういふことになるか
か、国民健康保険の關係は一体どう
なるのか、一年が切れた後の盲点に対
して、一点政府はその人をどうして
救つてくれるのか、この二点を伺いま
す。

○高田(正)政府委員 各被用者保険と
地域保険であります国保との關係は、
方がいいのです。医療保険にそういう
ものがつくといふことは本筋ではな
い。日本の制度では歴史的にそういう
ものが加つておるからつけておるだけ
です。だから問題は、被保険者であつ
た者が一年たった後に、この者は生活
保護にいくということは例外なんだか
ら、保険の本筋からいけば国民健康保
険にいかねばならない。そうすると取
入を絶たれて、今度投げ出された国民
が、またこのこと皆保険にない手
ある国民健康保険にいかねばなら
ないという、こういう制度の立て方が一
体いいのか悪いのかということなん
です。こういう点は、この日雇い労働者
健康保険の改正を皆保険というスロー
ガンに掲げて発足していくからには、
やはりそれを考慮した親心、考慮した
政策というものは当然立てられなけれ
ばならぬということだ。皆保険になつ
たときに、またそれはそれで別に国民
健康保険に入るといふことは問題なん
です。一年たったときには、その人た
ちは国民健康保険に入ろうとしても、
入ったところすぐに治療は受けられ
ない。こういう盲点がこの制度の中
にあるという事はもうわかり切つてい
るのですから、今からそれは考へて
おかねばならぬと思ふ。そうしま
すと、国民健康保険というものは除
外をしておるが、では一年の期間が切
れた後は一体どういふことになるか
か、国民健康保険の關係は一体どう
なるのか、一年が切れた後の盲点に対
して、一点政府はその人をどうして
救つてくれるのか、この二点を伺いま
す。

日雇い健康保険だけでなく、全般的に
給付期間というものがあります以上
は、今のような關係が出てくるわけで
あります。その關係をいたしまして
は、他の保険から排除された場合にお
きましては当然に国民健康保険の被保
険者になる、こういう整理のいたし方
をしておるわけでございます。しから
ば健康保険等では給付期間を三年と
し、日雇い労働者健康保険では一年と
しておるから、おそらく滝井先生の御
質問の中には、そこに二年足りぬじや
ないかという御質問があるいはあるの
じやないかと思ひますが、それは先ほ
ど私が申し上げましたように、日雇い
労働者というものの実態、従つて日雇い
健康保険のその実態からくる一つの保
険技術上の制約でございます。一年
という事に今日ではなつておるわけ
でございます。しかし私もといたし
ましては、この一年で決してもうこれ
以上は延ばさぬのだというつもりを
持つておるわけじやございません。
で、これは逐次保険運営の状況をにら
み合せましてできるだけ延ばして参り
たい、こういう気持は持つておるわけ
でございます。今の先生の御質問の御選
行を私あるいは取り違えておるかもし
れませんが、被用者保険と国民健康保
険との關係が、かりに日雇い健康保
険が三年の給付期間をとつておるとい
はしても、同じように皆保険の立場
からつじつまが合わないかとい
う御質問の御質問であると思ひます
ば、それは被用者保険全体と国民健康
保険との關係になる。この關係は国
民健康保険法で今回新たに決まら
れた、他の保険の被保険者でなくなつた

人は全部国民健康保険の被保険者にな
る、こういう建前なんです。国民健康
保険の被保険者になりますれば、これ
は別に資格、期間等が必要ではござい
ませんので、給付は直ちに受けられ
る、こういう格好に整理がいたしてあ
るわけでございます。

○滝井委員 少し突っ込みが足りない
のです。皆保険の制度になりますと、
この給付の期間をつけてはだめだとい
うことなんです。どうしてかとい
うと、国民健康保険は今年三年になつていま
す。では三年が切れた四年からは一体
だれが救うのだということなんです。そ
うしますと、それらの諸君は、もはや掛
金がかけられないならば生活保護で
す。われわれの税金です。しかしもし
掛金がかけ得たとするならば、これは
もうその疾病については三年で打ち切
られるのだから自費です。皆保険のも
とで自費なんという事を許すこと、
こんなばか制度はない。従つて理論
的に突き詰めていけば転嫁までという
ことになつてくる。これが私は皆保険
の一番いいところだと思ふのです。と
ころが現在日本の保険制度を見ても
と、今あなた、日雇いが一年にしな
ければならぬといふことは日雇いとい
う労働の特殊性から来ている——なる
ほどそれはその通りなんです。しかし
皆保険のもとにおける日雇い労働者の
健康保険というものはその特殊性を乗
り越えなければならぬ段階に來ておる
のです。これは少くとも保守党の政策
でなければならぬ。特殊性を乗り越え
るということは何かといふと、結局一
年たつておつぱり出されて健康保険に
行つたつて保険料がかけ得ないといふ
は生活保護に行く、生活保護は何かと

田さんとは幾分——もう少し議論をしたら最後の段階では一緒になるかもしれないませんが、今の段階では食い違つておる。いずれまた国民健康保険でやりますが、意見があつたら言つてみて下さい。

同じです。最後には生活保護に落ち行くものなら、前の段階で国が出しておいた方が合理的なですよ。その本人を日雇いから今度は国民健康保険に鞍替え、国民健康保険から今度は生活保護に陥らせる、こういう二段、三段の島流しみたいな状態を作るよりは、もはやずばりそのもので国民健康保険なら国民健康保険、日雇いなら日雇いでや

（高田（正）政務委員） 清水さんの後退旨がだいぶわかつて参りました。そうすると先生の御意見では、健康保険も共済組合も何もかも転帰までやれ、日雇い健康保険もやれ、国保もやれ、それが皆保険だ、こういう御趣旨のように拝承いたしました。そういう御意見もあるでございましょう。しかし私どもはそれであくは皆保険ではないと

るこの方が割り切れていいのです。だから問題は、皆保険をやらしてやるというのなら、何も特殊性々々々と言ってアンバランスを今の段階でつける必要はない、できるだけアンバランスのないようにもうすでに制度を立てていくことが必要だと思う。どうもあなた方のものの考え方は、私に言わせるならば皆保険に徹していない、やはりま

は、最初から申し上げておるように、国民皆保険というのは、大筋としては、地域保険と被用者保険——被用者保険のよりは、それだけの制度発達の経緯もあるのだから、これをそれぞれ生かすとして、どこかの保険に国民全部が入るということがまず第一である、そういう

だ今までの事務的ななごりをとどめて
いっておる、こういう感じが非常に濃
厚なんです。もちろんこれは議論のあ
るところです。議論のあるところだけ
れども、少くとも三十五年度までに皆
保険をやってしましますぞという割り
切り方をしたからには、三十六年度か
らはどの制度の中においてもアンバラ
ンスのないレベルまでそろっていなけ
ります。

ればならぬですよ。それが日願いだから、二カ月で二十八枚しか切手を張らぬから、お前たちは低くてもいいということは、社会保険のもとでは、福祉国家を作るという理論のもとでは成り立たぬということです。その点私と高

それからいま一つ、保険と公的扶助との関係でございますが、公的扶助が全然なくなるようなものでなければ皆保険でないということも、これもまた議論の分れるところだと思います。やはり公的扶助というものは、医療保険

の部分においてもそうでございますし、また将来所得保障としての年金、保険の原理に即した年金というものが、出て参りました場合におきましても、私は公的扶助というものはやはり社会保障制度の一つの柱として残って参る

す。従ってそれを全然なくしてしまおうという考え方に立つて医療保障というものを考えれば、あるいは今先生御指摘のようなことに一つの構想が描けるかもしれない、しかしこの辺は議論の分れるところでございまして、ただ私もはさような考え方で実は皆保険政策を進めてはいないのでございます。

Ｃ流井委員 私は一挙に全員の保険が
 転帰まで見ることにしようということ
 を言っておるのじゃない。問題はせん
 じ詰めていったときに一体どうなんだ
 ということを言っておる。突き詰めた
 ときのものの考え方をきちつとしてお
 いていかなないと途中でぐらつくので
 す。だから私の言わんとするところ
 は、何も日雇い労働者の健康保険を今

一挙に転婦までということは必要はないが、まず第一段階としては、少くとも健康保険くらいまでは持つていくべきだ、今年を、結核ならば三年、平病ならば一年半、このくらいまで持つていくか、その金は、あなたは二カ月で二十八枚の現実という特殊性があるからとおっしゃる、もちろんそれはだんだん引き上げていくとおっしゃって

おるけれども、その分はやはり国で入れるという形をとることをはっきりしておく方がいいと思う。どうしてかというところ、おっぱり出されれば結局それは国民健康保険か生活保護に行く、こういう形なのです。だから私は突き詰

めたとことを言っておる。皆保険というものはやはりそういう形でなければいかぬのじゃないか。段階は今のあんなようなことではないですよ。まだ現在の日本の医療保険というものはばらばらのものですから、ばらばらのものを

「希に一年間に一回ある」といふことは、とてもできません。しかし方向としては、突き詰めたところをやはりねらっておかなければいかぬのじゃないかということなのです。

〔大坪委員長代理退席、委員長着席〕

それから生活保護、公的医療扶助の問題ですが、私個人は公的な医療扶助

やほりなくすべきだという考え方で
す。うちの覚も大体そういう考え方
です。それでは一体どういうように
のだ、それは国民健康保険ができて
る地帯を、同じような人口で同じよ
うな経済のところをお調べになって
みると、国民健康保険ができておる
地区の生活保護の医療扶助というの

民健康保険というものができますと、生活保護の医療扶助というものはそれだけ吸収してしまう、肩がわりをしていくのです。従ってそういう形が実現としてありとするならば、この際思い切って——やはりわれわれが一人の人間として考える場合に、あの医療券を福祉事務所に行って頭を下げて、財産

もらつて、そうして医者に行つて、その初診券でかようしかじかと症状を言ひてもらつて、また再び病氣の子供を背負つて福祉事務所に行つて医療券をもらつていく、こういうめんどろなこ

とをやらせずに、たとえば生活保護者ならばその分の保険料を地域の国民健康保険に政府が払ってくれたい。そうして堂々と保険証をあげておくがよい。そうして半額負担のものについては政府の機関に払い込む、なるべく

このうち、医療担当者と患者との国の事務を——あとで事務については触れませんが、簡素化していく方向に持つていかなければだめなのです。今や事務が多くて日本の医療というものはどうにもならない。医者とは聴診器を捨ててもペンは捨てるべからずということがはやり始めている。ペンを捨ててはいかぬ、ペンで書く請求事務の方が大事だ

という観念が出てき始めた。これでは日本の医療の冒瀆なのです。そういう点を、まだ厚生省の方は実施しないから、いずれ国民健康保険のときにもう一ぺん社会局長を呼んでやりますが、それは実に複雑です。だからそれだったら国民健康保険に政府が二百五億の金を入れてくれれば、その点はわけなく裏に片づくのです。われわれはそう

議論のあるところでしよう。われわれの考えと自民党の考え、厚生省の考え、大臣個人の考え、いろいろあると思います。あるでしょうが、とにかくそういう形で皆保険になった場合の日雇い労働者の健康保険のあり方については、やはり真剣な討議をやらなければならぬ。今のあなたの答弁その他を通

健康保険法の一部を改正する法律案というものは、皆保険体制の改正としてはどうも用意が足らぬという感じがはっきりしてきたような感じがします。それはそういうことで次に移りま

すが、今回五人未満の失業保険に失業
保険事務組合というものができ。こ
れはきのう法案が提出されました。事
務組合が五人未満の事業所の保険料を
一括して納めることになる。

先般この委員会であつたか岡本君だつ
たが、保険料徴収の代行機関があつ
て、それが済服してしまつて、被保険
者だらうと思つておつて病氣で行つて
みたら被保険者じゃなかつたというこ
とがありましたが、こういう失業保険
の事務組合というものを、五人未満の
中小の事業所に作つてもらつて失業保
険の円満な実施をやるうとしておるわ
けなんです。そうしますと一体八十一
万八千人だつたのですかの日雇い労働
者の諸君の中で、これは幸いにこれら
の諸君といふものは二カ月に二十八枚印
紙を張る、六カ月に七十八枚張つたか
ら資格ができた。そうでしょう。被保
険者の資格、受給の要件ができたわけ
です。そうするとそれ以外の日雇い勞
働者の資格を得ない諸君がたくさんい
るわけです。これらの諸君といふものは
は範疇は同じ日雇労働者でしょう。一
体これらの諸君はどうするといふこと
なんです。

○高田(正)政府委員 八十万人とい
うのは手帳を交付する人でございまし
て、今の先生御指摘の受給資格を持つ
か持たないかといふことは、その人の
就労状態によつて違つてくるわけであ
ります。

○滝井委員 予算は八十一万八千人持
つて組んであるわけですね。

○高田(正)政府委員 そうじゃありま
せん、可能性あるものとしては考へて
おりますが、それで、そうすると手帳
を持つていないその他の人はどうする

のかという御質問でございしますが、こ
れは日雇い労働者という格好になれば
手帳は請求をしてももらえることになる
わけでありまして、手帳をもらつてい
ただくか、あるいはそうでなければ、
住所はみなあるわけでございますか
ら、地域の国民健康保険の被保険者と
してこれを保険の網の中に入れていこ
う、こういう考え方でございます。

○滝井委員 どうもそこらあたりはあ
なた方は簡単に困保とこう割り切れ
ておるけれども、これは日雇い労働者
であることは間違いないのです。そう
しますとそこに今度は任意包括との関
係が出てくるわけです。こういう点は
もう少し突つ込んだ議論をしなければ
ならぬので、これは私いすれ国民健康
のときにはやらしてもらひましょう。

それから大都市におけるボーダー・ラ
イン層との関係です。ボーダー・ラ
イン層の中の二割といふものは低賃金
労働者だ。これらの者はほとんど保険
を持つていない。八十一万八千人の対
象にならない失業者といふものが相当
おるのですが、これらの諸君が、いわ
ゆる一千万のボーダー・ライン層の中
に相当含まれてゐる。これらの関係が
ありますが、時間がありませんので、
まだ単価と日雇労働者の財政との関
係がありますが、最後にその事務だけ
お伺ひします。

今回の改正の要点で事務の簡素化が
行われているのです。今まで御存じの
通りこの日雇労働者健康保険で被保
険者手帳で印紙を張つてもらうと資格
ができる。そうすると受給資格証明書
といふものをもつて医者に رفتつたわ
けです。今度はこの条文を見ると、前
もつて資格があるといふ証明をしてく

れることになるわけですが、一体事務
的に、受診する場合に具体的にどれだ
け簡素化されてくるのか。どうしてわ
れわれがこの前言つておつたように日
雇労働者健康保険被保険者手帳でいけ
ないのかといふことなのです。これで
ごらんになると、受給資格者証明書交
付記録といふものがあるわけですね。だ
かこにばつとこの人は資格ありとい
う判を押してくれさえすれば、これは
一冊持つていけば、医者に二十八枚
張つておるかどうか見てもらえればそ
れでいい。この前八木さんも私もその事
務の簡素化をいふ言つておつたわ
けです。一体どういう工合に簡素化に
なつておるのか。

○小沢説明員 確かに先生のおっしゃ
るように、被保険者手帳といふものです
るべく一括処理した方がいゝのじやなか
らうかといふような意見もわれわれの
中でありまして、いろいろ議論したの
でございしますが、御承知の通り療養の
給付を受けます場合には、医療機関に
それを呈示いたしまして、一応、転医
なりあるいは療養の給付が終るまでは
医療機関の手元においておきますの
で、その間に働きに行つた場合に切手
を張れないといふ事態も起つて参りま
すので、そういうようなことも考えま
して一応今度のような別の証明書にし
たわけでございますが、この証明書は
健康保険の被保険者手帳と同じように考
へていただいてけつこうなのです。た
だ一カ月に一回だけでも受給資格の確
認を受けませんと、資格要件がある以上
はどうしてもいけませんので、一カ月
一回だけはいつでもその時を選ばず
にかく受給資格を証明してもらひた
い。それでどうして簡素化になるかと

いうことでございしますが、今までは法
規的には病氣のつど必ず証明をもらわ
なければならぬ、その疾病について
らしいいかなければならぬといふこと
になつておりました。従ひまして一枚
もらつてもまた家族なりあるいは他の
疾病の場合には全部それとも一回
ずつ手続をしなければならぬというよ
うな非常に煩瑣なことがあるわけ
です。で、被保険者側の方々ともし
ろお話し合ひをして今回のような制度
に改正をいたしたのでございます。

○滝井委員 私はそれではいかぬと思
うのです。どうしてこの手帳で行かな
いか、何もこの手帳を医者に置く必要
はないじゃないですか。一カ月の初め
に、職安で資格のあるという、六カ月
資格という判をばつと押してもらえ
ば、受診をするときに医者に付てこ
れを見せたい。それから先は医者は
請求書を出しますから、水増し請求
その他があると思へば、監査の制度も
あるし審査の制度もあるのですから、
何も今の証明を医者のうちに置いてお
かなければならぬといふことはないで
すよ。だからもう少し患者なり療養担
当者なりを信頼をするあれをやらな
ければいかぬ、まだあなた方疑つてお
るからこういうものを置かしておいて、
毎月これをつけて出します。こんなも
のをつけて出すと途中でなくなつたり
何かする。なくなるとまた医者の家
に行つて再交付を受けるというように
にややつこしいのです。こんなことを
一々医者に書かせることが間違ひなん
です。こんなものは、一々何月何日に
来て請求は何ほど、判を押したつて、
あなたの方は見やしない。ただ気休め
に書かしておるだけなんです。気休め

に書かずくらいならそれだけ医者に勉
強してもらつた方がいゝ。私はこれ一
枚で、資格という判を押せばけつこう
だと思ふのです。これを作るだけの金
があつたらもう一日出産手当金をふや
せますよ。一カ月に八十一万八千人と
予定をされる被保険者に、病氣にな
るたびごとにこれを一枚ずつやる、家族
にもやるといふことになれば、家族は
三十二年三月で八十九万、約九十万お
るので、一カ月に一枚ずつやるならば
十二枚やらなければならぬ、これを一
年に一回でもいいですから節約すれ
ば、その事務費と紙代で傷病手当金が
一日ふやせますよ。金のない保険なん
です。から、なるべくそんなむだはしな
いでほしい。わずかに一日三百六十し
からもえぬ中から、反対だ反対だと
言つてゐるのに十一円も取り上げる。
それはむだですよ。判を押しただけで
けつこうです。私は前から言つてゐる。
八木さんも言つてゐる。労働者諸君も
これだけでいいと言つてゐる。それを
あなた方は事務にこだわる役人根性を
出して、こういうものを作るというの
はけしからぬ。これだけでけつこうで
すよ。

○高田(正)政府委員 滝井先生だいが
誤解しておられますが、被保険者手帳
とそれから別の証明書を作つたゆゑん
は、被保険者手帳は、毎日就労する場
合には持つて行つて切手を張つてもら
わなければならぬ。ところが家族がそ
の同じ日に医者にかけたいという場
合に、それはおやじさんが持つてゐる
わけですから困るわけです。そういう
点をいろいろ考へて別なものにした。
その別なものといふのは、今先生の御

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十五号 昭和三十三年四月九日

指摘のような従来のように一枚々々家族にもやるというのではなく、ちょうど健保の被保険者手帳と同じように一人の日雇い労働者に渡しておくものなんです。そうしてそれを自分の好む日に行つて確認をしておいてもらえば、ある一定期間は家族も本人もそれを持つて行けばお医者さんに見てもらえるということです。だからむしろこういうようにお考えいただければいいと思う。被保険者手帳のほかにも一枚健保の被保険手帳のようなものを持つて行けばいつでも医者に見てもらえる、こういう格好になったのだというふうにお考えいただければいいかと思ひます。

○滝井委員 あとでいいから一応実物を私に見せて下さい。それによつてわれわれの態度をきめます。せつかく鳩山さん、来ていただきましたけれども済みませんでした。本会議のベルが鳴つてできませんから、あとで個人的に伺ひます。これで終ります。

○森山委員長 他に両案についての御質疑はありませんか。――別に質疑もないようですから両案の質疑は終了したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会

〔参照〕

日本労働協会法案(内閣提出第三九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局